

高速プリンター及び印刷機賃貸借契約仕様書

1 目的

本仕様書は、新潟県立新発田商業高等学校(以下「甲」という。)が指定した場所において使用する高速プリンター及び印刷機(以下「高速プリンター等」という。)の仕様及び高速プリンター等賃貸借契約についての仕様を示すものである。

本仕様書に示す高速プリンター等の性能及び機能等は主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、高速プリンター等の利用に際して当然備えるべきものについては完備しているものとする。

2 高速プリンター等の設置場所及び台数

新潟県立新発田商業高等学校(新発田市板敷5 2 1 番地1)

高速プリンター1台、印刷機2台

3 契約期間

令和8年10月1日～令和13年9月30日(60か月)

4 高速プリンター等の仕様

別紙のとおり

5 保守等

- (1) 高速プリンター等の供給及び稼動については、契約業者が責任を負うこととする。
- (2) 高速プリンター等が常に良好な状態を保つため、高速プリンター等の保守管理に精通した人員による定期的な点検を行い、常時速やかに対応できる体制を整えること。
- (3) (2)に掲げる保守については、新潟県の休日定める条例1条第1項各号に規定する日以外の日(以下「開庁日」という。)の午前8時30分から午後5時までの間を対象とする。
- (4) 修理等が速やかに完了しないと見込まれる場合には、甲と協議の上、代替物の提供等により、速やかに甲が高速プリンター等を利用可能な状態を確保すること。

6 設置・撤去作業等について

(1) 設置に関する留意事項

ア 高速プリンター等を設置する際は、甲の担当職員の指示に従い、指定された場所に設置すること。

イ 令和8年9月30日(水)午後5時までに作業を完了すること。

ウ 設置時及び必要に応じて高速プリンター等の適切な操作方法を指導すること。

エ 設置作業に関連して知り得た事項について、他に漏らしてはならないこと。

(2) 高速プリンター等の撤去等

契約期間満了時には、機器内部のデータを完全に消去し、速やかに撤去すること。

(3) 費用負担

搬入、搬出に係る費用は契約業者が負担すること。

7 請求事務

賃貸借料は月額料金(消費税額込み)とし、毎月月末をもって締切り、契約業者から甲に請求書を発行する。

なお、以下の経費については甲の負担とするが、それ以外の一切の経費は契約業者の負担とする。

- (1) 用紙代及び電気代
- (2) インク、マスター、メンテナンスボックス等の消耗品

8 その他

- (1) 本仕様書により納入する高速プリンター等は、未使用品かつ現行機種とする。
- (2) 仕様を満たすためにオプション品の増設が必要な場合は、本体と同一メーカー(純正品)とする。